

入札保証金について（一般事項）

令和7年4月

1 入札保証金の納付が必要な案件について

(1) 入札保証金が必要な入札は、原則として以下のとおりです。

① 契約課で発注する、以下の入札（随意契約は除きます。）

- ・ 建設工事
- ・ 建設コンサルタント業務等
- ・ 物品（見積合わせ・オープンは除きます。）

② 各担当課で発注する、役務委託・修繕・賃貸借等の各種契約の入札が対象です。

- ・ 原則として許容価格が200万円（賃貸借は150万円）を超えるものが入札となります。
入札であるか見積合わせであるか不明確な場合には担当課へお問い合わせください。（単価契約の場合には予定数量を掛けた価格で判断します。）
- ・ 各担当課で発注する小規模工事、建設コンサルタント業務及びその他の随意契約（見積合わせを含む）は、入札保証金等は不要です。

(2) 入札保証金の納付が必要な方は、開札日の前日から過去3年の間に、本市と締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等があった場合です。これに該当しない場合は、原則として免除されます。

2 入札保証金の納付にあたっての一般的な注意事項

・ 入札保証金の金額は、契約希望金額（税込み入札金額）の100分の5以上です。（入札金額の100分の5ではありません。ご注意ください。）

・ 再入札が行われる場合には、初回入札時に納付してあれば有効です。

・ 入札保証金又はこれに代わる担保等となり得るものは、それぞれの入札公告・入札説明書・指名通知書等で必ず確認してください。（案件によって異なる場合があります。）

(1) 現金で納付する場合

① 入札参加者は、当該業務の契約事務担当課に入札保証金の納付書の発行を申し出てください。

（入札保証金の納付額を変更することはできません。入札金額を決めた後に申し出てください。）

また、納付書の発行に時間がかかる場合があるので、余裕をもってご連絡ください。）

② 指定金融機関で納付し、入札公告等に定められた期限までに、領収書を契約事務担当課に提出してください。（契約事務担当課で写しをとり、お返しします。）

(2) 金融機関による入札保証の場合

① 入札参加者は、入札公告等に定められた期限までに、契約希望金額の100分の5以上の保証金額である保証証書等を、契約事務担当課に提出してください。

② 保証書預かり票をお渡ししますので、保管しておいてください。（返却時に必要になります。）

※金融機関による入札保証には、以下の項目が必要になりますので金融機関に依頼するときにご確認ください。

ア 保証の名宛人が発注者であること

イ 保証人が金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む）があること

ウ 保証委託者が入札参加者であること

エ 保証の対象となる業務の業務名が対象業務と同一であること

オ 保証委託者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。

カ 保証期間は、開札日から契約締結予定日までを含むものであること

※契約締結予定日については、契約事務担当課にお問い合わせください。

キ 保証債務履行の請求の有効期限が保証期間経過後6か月以上確保されていること

(3) 保険会社の入札保証保険による場合

- ① 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険です。入札参加者は定額てん補方式を申し込んでください。
- ② 入札参加者は、入札公告等で定められた期限までに、契約希望金額の100分の5以上の保険金額である入札保証保険証書を契約事務担当課に提出してください。
- ③ 入札保証保険には、以下の項目が必要になります。
 - ア 被保険者が発注者であること
 - イ 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む）があること
 - ウ 保険契約者が入札参加者であること
 - エ 入札保証保険の対象となる業務の業務名が対象業務と同一であること
 - オ 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証書に記載した事項により入札保証保険契約を締結した旨の記載があること
 - カ 保険期間は、開札日から契約締結予定日までを含むものであること※契約締結予定日については、契約事務担当課にお問い合わせください。

3 保証金額及び保証期間の変更の場合の取扱い

- (1) 入札保証金の額等各種の保証の金額は、納付又は提出後に変更することはできません。
- (2) 入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長された場合には、入札参加者は保証期間又は保険期間を発注者が指定する延長した契約締結見込日までを含まれるように変更する旨が示された、各保証者が発行する変更保証書等を提出してください。

4 入札保証金の未納等又は入札保証に係る書類の不備等について

入札公告等で定められた期限までに入札保証金の納付が必要にもかかわらず未納の場合、保証金額が規定の額に不足する場合、入札保証に係る書類の提出がない場合又は入札保証に係る書類に不備がある場合には、該当する入札は無効又は失格となります。

5 入札保証金の返還について

入札保証金の返還の方法は以下のとおりです。落札者となった場合には契約締結後、落札者とならなかった場合には落札者決定後に返還請求してください。

(1) 現金の場合

- ① 入札参加者は、入札保証金払戻請求書に領収書（写し）を添付し、契約事務担当課へ提出してください。当該書類受領後、払戻手続を行います。
- ② 落札者となった場合には契約保証金の全部又は一部として充当することが可能です。契約保証金に充当する場合には、契約保証金充当願に領収書（写し）を添付し、提出してください。

(2) 金融機関による入札保証の場合

入札参加者は、保証書返還請求書（兼保証書に係る領収書）に保証書預かり票を添付し、契約事務担当課へ提出してください。当該書類受領後、返還を行います。

(3) 保険会社の入札保証保険による場合

入札保証保険証書は返還しません。

6 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

落札者が契約を結ばない場合には、入札保証金又はこれに代わる担保等は返還しません。また、入札保証保険又は金融機関による入札保証の場合は、その定めに従って保証金又は保険金を請求します。

7 費用の負担

入札保証金の納付又は入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とします。

8 その他

その他この説明書にない事項については、契約事務担当課にお問い合わせください。（回答及び準備に時間がかかる場合がありますので、余裕をもってお問い合わせください。）

契 約 保 証 金 充 当 願

令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

年 月 日開札の 業務の入札保証金について、同業務の契約保証
金に充当していただきますようお願いします

入札保証金払戻請求書

令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名 印

年 月 日開札の 業務の入札保証金について、落札者とならなかつたので、払戻しを請求します。

払戻請求額：金 円

入札保証金払戻請求書

令和 年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名 印

年 月 日開札の 業務の入札保証金について、落札者となりましたが同業務の契約保証金への充当を希望しないため、払戻しを請求します。

払戻請求額：金 円

保証書返還請求書

令和 年 月 日

岡山市長様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

年 月 日付で入札保証金に代わる担保として提供した下記保証の返還について、保証書預かり票を添えて請求します。

保証番号：

保証者名：

保証書に係る領収書

令和 年 月 日

岡山市長様

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

貴市より上記契約の保証書（変更契約書がある場合には変更契約書を含む。）を領収したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。